

沖縄県多面的機能保全推進協議会職員等旅費支給規程

平成19年3月29日制定
令和2年7月6日改定

- 第1条 役職員が業務上必要なため旅行するときは、この規程によって旅費を支給する。
- 第2条 旅費は交通費、旅行雑費、宿泊料、食卓料とし、別表により支給する。
- 第3条 旅行するときは、出張命令簿(様式第1号)により会長の承認を得なければならない。また既に発した出張命令を変更するときは、速やかに連絡のうえ出張命令簿により変更承認を受けなければならない。
- 第4条 旅費は順路によって計算し、路程の計算は出張用務地の市町村を起点とする。ただし、用務の都合又は天災その他やむを得ない事情がある場合には実際に経過した路程による。
- 第5条 旅行雑費は旅行日数に、宿泊料は夜数に応じて支給する。
- 第6条 旅費は出発前に概算払をすることができる。
- 第7条 出張したものは帰任後5日以内に出張復命書を提出し、同時に旅費の精算をしなければならない。
- 第8条 出張中用務のために特に要した費用を請求しようとするときは、領収書又は証明書を提出しなければならない。
- 第9条 用務の性質、その他の都合により会長が必要と認めた場合には、旅費を増額又は、減額支給することができる。
- 第10条 旅費は最も経済的な通常の間路又は方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の間路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた間路及び方法によって計算する。
- 第11条 所定休日における日帰り出張は、交通費のほか旅行雑費を支給する。
- 第12条 旅行が日帰り出張の場合、引き続き5時間以上の業務に従事する場合は、

交通費ほか、旅行雑費300円を支給する。

第13条 次の各号に該当する出張で往復日数を除き2日以上要するものについては、3日目より別に定める役職員旅費支給内規により旅費を支給する。

(1) 調査、その他これらに類する目的のための旅行

(2) 前号の滞在中、滞在地以外の一時移動については、その期間を中断しない。ただし、その往復については、交通費を支給する。

2 研修、講習その他これらに類する目的のための旅行については、その都度会長が定める。

第14条 出張中傷病に罹りまたは不慮の災害のため、やむを得ず滞在したときは、医師の診断書または市町村長の証明を徴し、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。ただし、滞在の旅費はその都度会長がこれを定める。

第15条 会が借入又は所有する交通機関を利用したときは、交通費を支給しない。

第16条 一定区間に頻繁に旅行する場合は交通費に代え、当該区間の定期乗車券又は回数乗車券を支給することができる。

第17条 鉄道旅行で次の各号に該当するときは、それぞれの料金を旅客運賃に加算して支給する。

(1) 旅行片道100キロメートル以上については、特別急行料金を支給する。

(2) 新幹線が運行されている路線については、新幹線特急料金を支給する。

(3) 旅行片道100キロメートル以上については座席指定料金を支給する。

第18条 鉄道、汽船等の乗用に当たり等級がない場合は、その実費を定額とする。

第19条 この規程に定めるもののほか、招へい職員の旅費支給については、この規定を準用する。

附 則

この規程は、平成26年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

別表1-1 (第2条) 内国の旅費

1 旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区 分	船賃	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
役 員 臨時職員	1等	別表1-2参照	10,900円	9,800円	2,200円

- 備考 (1) 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市及び福岡市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
- (2) 研修などにおいて固定宿泊施設に泊まる場合は宿泊の実費と食卓料を支給する。

別表1-2 旅行雑費

区 分		バス等利用 (自家用車利用)	公用車利用等 (レンタカー等利用)
県内	50km未満	400円	支給なし
	50km以上	700円	300円
県 外		2,000円	

- 備考 (1) 駐車料金(承認事項、1,600円/日を上限)
ただし、消費税改正等による料金改定があった場合は、その改定額に準ずる。
- (2) 現地交通費が、規程の旅行雑費の額を超える場合には、その超える額を支給する。
- (3) 行程2km未満は支給しない。
- (4) 水路による県内旅行は50km以上の区分として扱う。